

様式第3号（第9条、第12条、第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

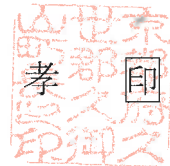
令和5年8月31日

住所 城陽市久世荒内160番地2

氏名 株式会社 ナプラス

代表取締役 藤井 恵理奈 様

久御山町長 信 貴 康 孝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条・~~第7条の2~~）第2項の（許可・許可更新・変更許可）を受けた者であることを証します。

許可番号	久御山町許可第 9 号
有効期間	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで
事業の範囲	事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を除く。） 廃棄物の種類：ごみ（特別管理一般廃棄物を除く。） 営業の区域：久御山町内
事業場の所在地及び名称	
許可条件等	1 一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の基準によること。 2 収集運搬及び処分料金は、久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第15条の手数料の範囲を超えないこと。